

3. 響灘及び周防灘における特別域の類型指定について

(1) 産卵場・生育場として好適な水域の状況

響灘及び周防灘では、水域の状況を踏まえ、全域を水生生物の生息する水域として類型指定することが適当であると考えられる。

そのうち、底質、干潟、藻場、浅場等の状況、主要魚介類の生態特性及び漁場分布、魚卵・幼稚仔の分布等を勘案すると、干潟、藻場、浅場を中心とした以下の水域が水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域であると考えられる。（図 3.1）

また、当該水域中には、周防灘の南西岸域（豊前市地先海域）で平成 24 年度に夏季底層 DO が 3.0mg/L 以下となった水域が存在するものの、底層 DO の経年変化等から特定の水域に貧酸素水塊が長期間継続して発生する傾向はないことから、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域と考えられる。

● 沿岸部及び沖合の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】 マコガレイ、イシガレイ、クルマエビ、ガザミ、アサリ、ハマグリ

【生育場】 スズキ、マコガレイ、イシガレイ、マダイ、クルマエビ、ガザミ、アサリ、ハマグリ

(2) 類型指定案

上記の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域を特別域（海域生物特 A 類型として指定する水域）とすると図 3.2(1) となり、沿岸部に藻場、干潟が点在することから、水域の一部に海域生物特 A 類型が飛び地として存在する。

水域を細分して類型指定することは実際の水質管理上に混乱を生じるおそれがあるため、類型指定された各水域が複雑な形状とならないよう、点在する海域生物特 A 類型の周辺水域を含めた水域を水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域とし、一括して海域生物特 A 類型として指定することとする。また、その他の水域を海域生物 A 類型として指定することとする。結果は図 3.2(2) に示すとおりである。

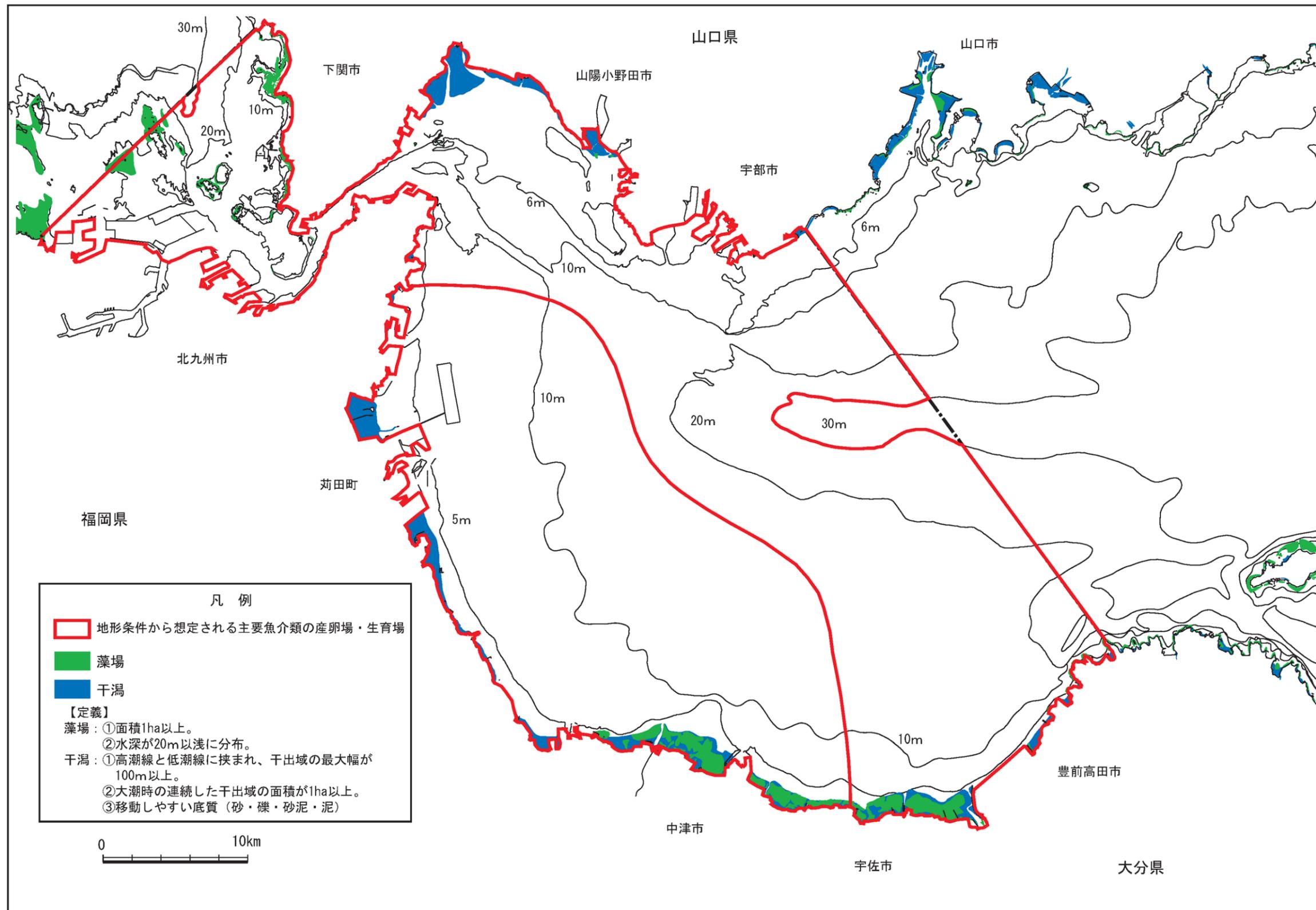


図 3.1 響灘及び周防灘における水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として好適な水域

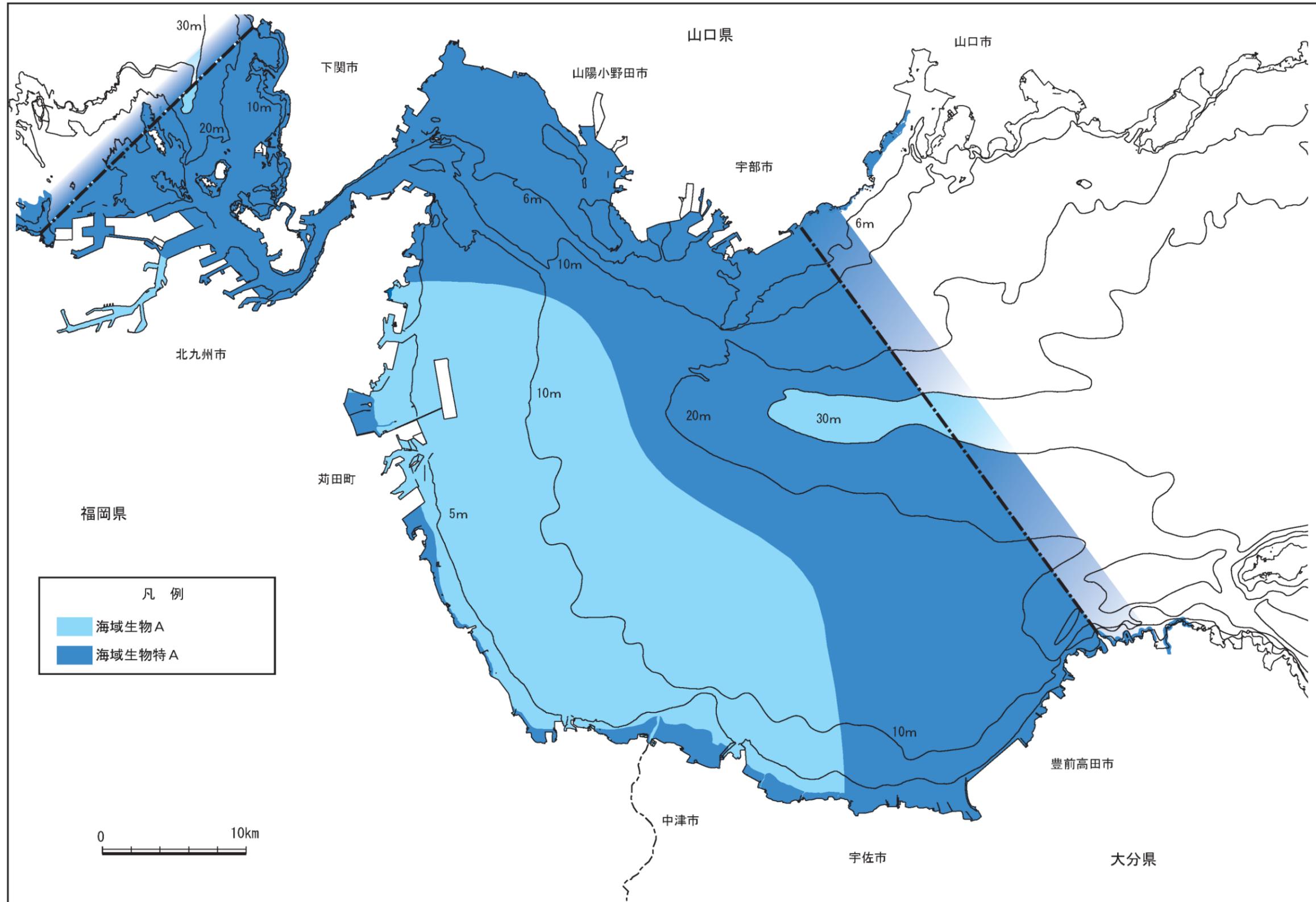


図 3.2(1) 図 3.1 の水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として好適な水域を特別域とした図

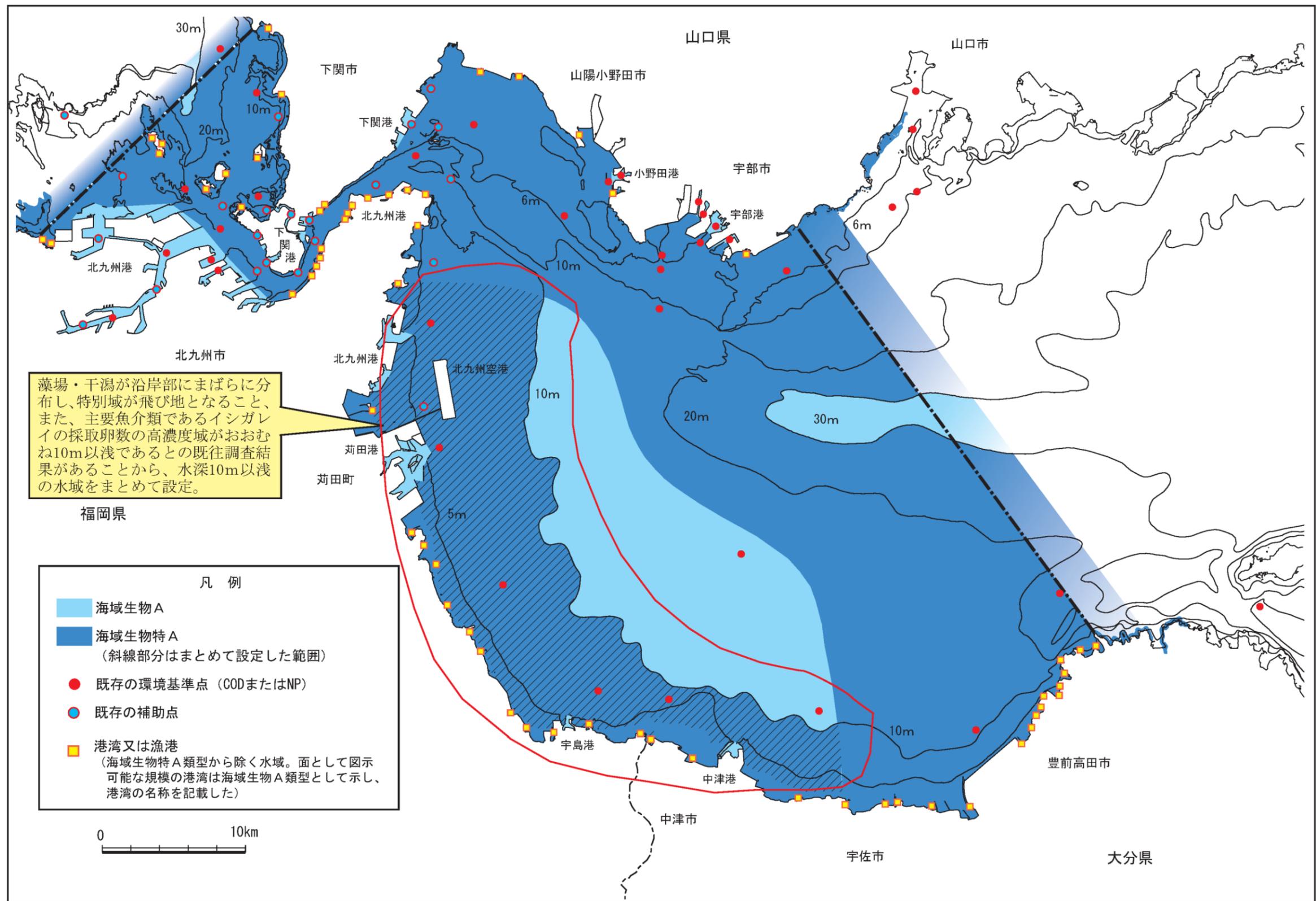


図 3.2(2) 響灘及び周防灘における海域生物 A、海域生物特 A 類型の類型指定 (案)